

## 第36回 憲法カフェ

2025年5月24日@高石市議会議員山敷めぐみ事務所

# 韓国訪問の報告 ～憲法裁判所～

弁護士 下迫田浩司

### 1 はじめに

私は、自由法曹団（布施辰治らが1921年に創立した弁護士の団体）の差別問題対策委員会の韓国訪問企画に参加し、2025年3月24日(月)～26日(水)の3日間、韓国を訪問しました。

今回の憲法カフェは、少し趣向を変え、韓国訪問の報告をして、最後に、韓国の憲法裁判所について考えてみたいと思います。

### 2 参加メンバー

全国の自由法曹団員16名が参加しました。

また、元朝日新聞記者の**植村隆さん**（元慰安婦について書いた記事が、西岡力氏や櫻井よし子氏に「捏造」と攻撃され、裁判闘争をした方です）と、



元朝日新聞記者の植村隆さん



『週刊金曜日』発行人の文聖姫さん  
(右は、ハンギョレ新聞社のニュース  
ルーム局長のイ・ジュヒョンさん)

週刊金曜日発行人（株式会社金曜日代表取締役社長）の**文聖姫（ムン・ソンヒ）さん**という**超強カメンバー**が、通訳兼案内役として参加してくださいました。



参加した自由法曹団員16名

### 3 企画の趣旨

日本による植民地支配の歴史を学び、民主化闘争の歴史も学び、韓国で差別問題に取り組んでいる弁護士と交流し、憲法裁判所を訪問して憲法裁判所調査官から説明を聴く、という盛りだくさんの企画でした。

しかし、2024年12月3日、ユン・ソンニョル（윤석열、尹錫悦）大統領が突然非常戒厳を宣布し、即座に国会が非常戒厳解除を議決し、弾劾訴追案を可決した後、大統領罷免の可否に関する憲法裁判所の決定がなかなか出されず、憲法裁判所訪問は不可能となりました。

### 4 私は13年ぶりの韓国訪問

私は、1987年から1989年にかけて4回、韓国へ行き、その後は、2010年に1回、それから2012年に民主法律協会の韓国訪問団の団長として訪問して以来、全く韓国へ行っておらず、13年ぶり（7回目）の韓国訪問でした。

### 5 右派（ユン大統領罷免反対派）の集会

3月24日(月)、金浦空港に到着し、スーツケースを持ったまま、直接、憲法裁判所へ向かいました。夕方ころ、憲法裁判所の近くに到着すると、右派（ユン大統領弾劾反対派）による大規模な集会が行われていました。



右派（ユン大統領弾劾反対派）による集会

写真では、人の多さが伝わりにくいと思いますが、広い道路上に、ステージや超大型モニターなどを設置し、大量の椅子を置いて、物凄い人数と物凄い大音量で、

ユン大統領の支持を訴えていました。

私は、右派がどういう主張をしているのか文書で読みたかったので、係員という腕章を付けている人に、ビラかパンフレットか何か主張を説明した紙はないか尋ねたところ、そういうものは用意していないとのことでした。

ただ、憲法裁判所の前で、右派のビラが貼ってあり、中国（中華人民共和国）が韓国の野党を通して、韓国の自由民主主義を壊して、社会主義と共産主義を確立しようとしているので、中国の脅威から韓国の自由民主主義を守らなければならない、というようなことを主張していました。韓国の右派の想定する敵国が、北朝鮮から中国にシフトしてきているのかなと感じました。

また、デモ参加者のほとんどが韓国の国旗とアメリカの国旗を両方持って、「親米反中」の色が濃い感じでした。

憲法裁判所の近くでは、拡声器を使って、弾劾反対を訴えていました。



右派（ユン大統領弾劾反対派）によるデモ

写真に写っているプラカードには“윤 대통령 복귀! 탄핵 각하”（ユン大統領 復帰！ 弾劾却下）と書かれています。

いずれにしても、右派の市民の熱気があふれていて、あの非常戒厳を出したユン大統領を熱烈に支持する市民がこんなに多いということに、私は大変驚きました。

通りの向こうで、左派の人が一人でユン大統領罷免を訴えていました。このときは、左派勢力がこんなに弱小で、大丈夫なのかと感じました。

## 6 LAZAK との交流会

3月24日（月）の夜は、LAZAK（Lawyers Association of ZAINICHI Koreans、在日コリアン弁護士協会）と交流会を焼肉屋さんで行いました。実は、同じ時期に、LAZAK のメンバー10名ぐらいも韓国を訪問していて、交流会を持ったのでした。

特別ゲストとして、ソウル大学校法学研究所の客員研究員のイ・ボムジュン（이범준）博士がご参加くださいました。イ・ボムジュン博士は、“헌법재판소, 한국

현대사를 말하다”の著者で、同書は「憲法裁判所 韓国現代史を語る」との書名で日本加除出版から出版されています（LAZAKが翻訳）。

私は、たまたまイ・ボムジュン博士の隣の席になり、いろいろお話を伺いましたが、一番印象に残ったのは、現在の韓国社会における大きな問題として、女性に対して嫌悪や敵対心を持っている若い男性が、ここ数年ぐらいの間に急速に増えた、若い男性と女性との対立も激しい、というお話でした。日本でも、韓国のこの状況について聞いたことがありましたが、思っていたよりもかなり深刻な感じがしました。

日本におけるミソジニー（女性嫌悪）もかなり深刻だと思いますが、韓国においては、これが深刻な社会問題であるという認識が世の中で広く共有されるまでに至っているようです。

そして、政治思想においても、20代女性が進歩的、革新的、リベラルな人のほうが多いのに対し、20代男性は保守的な人のほうが多くなってきている、とのことでした。

## 7 左派（ユン大統領罷免賛成派）のデモ

LAZAKとの交流会の後、クァンファムン（광화문、光化門）付近で、左派（ユン大統領弾劾賛成派）のデモに参加しました。両側6車線ぐらいの大通りで見通しが良いのに、あまりに人が多すぎて全体が見渡せないぐらいのデモ行進で、昼間に見た右派の集会を圧倒する大規模なデモでした。ユン大統領を罷免すべきだという人々がこんなに多く



左派（ユン大統領弾劾賛成派）によるデモ行進

デモ行進をしていて、少し安心感を覚えました。写真では、大規模感が全く伝わらないのが残念です。

そして、驚いたのは、このようなデモがほぼ毎晩、行われているということです。1987年の民主化運動によって民主主義を勝ち取った、韓国の市民の強さを感じました。

## 8 旧統一教会の本部、および本部教会

3月25日(火)は、まず、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の本部を訪れました(もともと予定になかったのですが、なぜか、行こうという話になりました)。非常に立派な建物で、中に入ると、パンが無料で提供されていました(私は食べませんでした)。

本部とは別の場所に、本部教会というのがあり、その教会も訪れました。教会に、小さな子どもを連れた、一般の信者と思われる男性がいて、インタビューすると、実は、日本人男性で、合同結婚式で韓国人女性と結婚して、ソウルに住んでいるとのことでした。その人は、その日、東京地方裁判所で解散命令に関する判断が出ることを知っていて、心配していました。何となく人の良さそうな感じの方で、私は、複雑な気持ちになりました。その日、結局、東京地裁で解散命令が出されました。

## 9 植民地歴史博物館

次に訪れた植民地歴史博物館(식민지 역사 박물관)は、日本帝国主義による侵略・植民地支配の実態や独立のために闘った人々や過去を乗り越えるための活動などを記録・展示する博物館で、2018年に開館しました。

博物館の入口の前には、寄付や寄贈などで協力した方々の名前が石に刻まれており、私が川崎市役所に勤務していたときの同僚の小田切督剛さん(韓国との交流活動などに熱心な人)の名前も刻まれていて、懐かしく感じました。

民族問題研究所の対外協力室長のキム・ヨンファン(김영환)さんという方が、講義室でレクチャーをしてくださった後、館内をご案内くださいました。

日帝侵略の歴史的経緯や、「親日派」(日帝植民地支配への協力者)や抗日闘争、日帝からの解放後なおも続く民衆の苦しみと、そして、韓国と日本の市民が連帯して行っ



レクチャーをしてくださるキム・ヨンファンさん  
(この後、館内をご案内くださり、さらにその後、ヒョチャン公園もご案内くださいました)

てきた歴史清算運動などについて説明を聴き、私は、国境、民族を超えた有志の市

民の連帯が大切で、そこに希望が見出せるのではないかと感じました。



急な上り坂を登り、植民地歴史博物館へ至りました

実は、植民地歴史博物館に至るまでに、ものすごく急な坂を登らなければならず、かなり大変だったのですが、頑張って坂を登った甲斐が十分にあったと思いました。

キム・ヨンファンさんは、その後、一緒に昼ごはんを食べた後、ヒョチャン（효창）公園もご案内くださいました。

ヒョチャン公園には、抗日武装闘争を起こしたユン・ボンギル（윤봉길）、イ・ボンチャン（이봉창）、ペク・ジョンギ（백정기）の三義士の墓や、アン・ジュンゲン（안중근、安重根）の仮の墓や、大韓民国臨時政府要人の墓などがあります。

ただ、この公園も坂が多く、私にとっては、かなりきつかったです。



三義士の墓と安重根の仮墓（ヒョチャン公園内）

## 10 ハンギョレ新聞社

ハンギョレ（한겨레）新聞社は、1987年の民主化闘争の後、同年12月に設立された、革新系の新聞社です。新聞の名前は、最初「ハンギョレ新聞」でしたが、1996年から「ハンギョレ」となっています。「ハンギョレ」という言葉は、「大きな同胞（はらから）」または「ひとつの同胞（はらから）」を意味します。

私たちは、ハンギョレ新聞社を訪問し、キル・ユンヒョン（길운형）論説委員から「今、韓国で何が起きているのか」と題するご講演を聞きました。

キル論説委員は、ユン・ソンニョル大統領が2024年12月3日に非常戒厳を宣布した後、国会がすぐに非常戒厳の解除を求める決議案を可決し、さらに弾劾訴追案を可決したが、その後、憲法裁判所がなかなか罷免の決定を出さないという状況に対し、非常に不安だとおっしゃっていました。2024年12月には20%ぐらいであっ



キル・ユンヒョン論説委員によるご講演

た弾劾反対派が、40%近くまで増えてきていることに対しても、非常に懸念されていました。1987年の民主化以降、「民主主義」が韓国民共通のアイデンティティだったのに、もはやそれは崩れていて、これから一体何を根拠に「私とあなたは同じ韓国民」と言うことができるのか、私たち韓国民は一体

何者であるのかが分からなくなってきた、というお話をされました。

なお、キル論説委員も（先述のイ・ボムジュン博士と同様）、若い男性と若い女性の間の対立が非常に深刻だとおっしゃっていました。

キル論説委員は、かなり悲観的な展望を持っていましたが、私は、その危機感に対して非常に共感しました。キル論説委員は、そのような悲観的な展望を持ちながら、何とか社会が良い方向に向かってほしいと願いつつ、日々、頑張って記事を書いていらっしやいます。

## 11 ナミョンドン対共分室と民主化運動記念館

ナミョンドン（남영동、南営洞）対共分室は、1976年に「対共」施設として建設された建物です。表向きは「国際海洋研究所」という名前にして実態を隠していましたが、実際には、「共産主義者」と見なされた人などに対する尋問や拷問が行われていました。

この建物は、2019年から民主人權記念館（민주인권기념관）になり、その後、リニューアルされ、新たに建設された別館も含めて、民主化運動記念館（민주화운동기념관）として、2025年6月ころリニューアル・オープン予定です。私たちは、リニューアル・オープン前なのに、特別に見学させていただきました。

旧・ナミョンドン対共分室は、敷地が塀と有刺鉄線で取り囲まれていて、敷地内に入る頑丈な門扉の外から見ると、建物の入口が全く



敷地内に入っても、  
建物の入口が分かりにくい

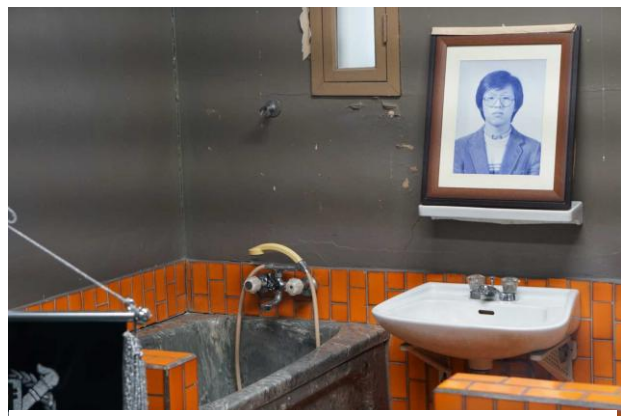
見えません。そして、敷地内に入っても、建物の入口が非常に分かりにくくなっています。

ここに連行された人は、目隠しをされたまま、建物内に連行された後、らせん階段をぐるぐる回りながら5階まで上らされたそうです。自分のいる場所も方角も全然分からないようにさせるためです。

そして、5階に尋問室が15室あって、隣で拷問を受けている人の悲鳴がわざと聞こえてくるようにしていたそうです。連行された人は、その悲鳴が早く終わってほしい（長い時間の拷問はきつい）と同時に悲鳴が続いてほしい（悲鳴が終わったら、次は自分が拷問を受ける番が回ってきてしまう）という、相反する気持ちになっていたそうです。

1987年1月14日、ソウル大学校3年生のパク・ジョンチョル（朴鍾哲）さんが、この建物の5階の509号室で拷問を受け、死亡しました。治安本部はこの事件を隠して闇に葬ろうとしましたが、色んな人たちの決死の努力によって世の中に知らされ、後でイ・ハニョル記念碑の箇所で出てくる1987年の民主化闘争につながっていきます。

パク・ジョンチョルさんが拷問を受けた509号室は、水責めの拷問に使われた浴槽もそのまま保存されたまま、現在、遺影が飾られています。この509号室が保存されているのを見て、パク・ジョンチョルさんのことを決して忘れないという韓国の人々の強い意志を感じるとともに、私自身、1987年に戻ったような感覚を覚えました。



**パク・ジョンチョルさんが拷問を受けて死亡した509号室が、現在も保存されている**



リニューアル・オープン予定の民主化運動記念

その後、民主化運動記念館としてリニューアル・オープンされる予定の新しい別館に行きました。ここでは、民主化運動の歴史が、順を追って、大きな画面で展示されていました。大きな画面を日本語表示に切り替えることもできるようになっていました。

## 1 2 民弁の少数者人権委員会との会合

3月25日（火）の夜は、民主社会のための弁護士の集い（민주사회를 위한 변호사모임）〔略称：民弁（민변）〕との会合でした（なお、「民主社会のための弁護士会」と訳されることがあります。しかし、日本の弁護士会（単位会）に相当する公式のソウル地方弁護士会などが“변호사회”（漢字語で、文字通り「弁護士会」）という言葉を使っているのに対し、民弁は、あえて、변호사“회”（会）という漢字語ではなくて、변호사“모임”（モイム）という固有語を使っています。そこで、「民主社会のための弁護士の集い」と訳しました。韓統連（在日韓国民主統一連合）なども、この日本語訳を用いています。）。

民弁の事務所にある会議室にて、民弁の少数者人権委員会（소수자 인권위원회）と会談しました。司会進行役は、少数者人権委員会の委員長であるパク・ハンヒ（박한희）弁護士が務めてくださいました。パク・ハンヒ弁護士は、韓国で初めてトランスジェンダー女性であることを公表した弁護士です。

ちなみに、民弁側の出席者は、7割ぐらいが女性でした（なお、韓国の弁護士全体では、女性弁護士の割合は、現在3割程度にとどまっています。日本ではもっと低くて、2割程度ですが。）。

自由法曹団からは、まず、神原元団員が「日本のヘイトスピーチ裁判」とのテーマで、主に、在日コリアンへのヘイトスピーチに関する裁判と在日クルド人へのヘイトスピーチに関する裁判について発表しました。

次いで、皆川洋美団員が「日本における性的マイノリティの権利保障状況」とのテーマで、主に、「結婚の自由をすべての人に」訴訟について発表しました。ちょうど、この日、大阪高裁で違憲判決が出て、これで日本のすべての高裁で違憲判決

が揃ったタイミングでの発表になりました。

民弁からは、ホ・ジャイン (허자인) 弁護士が「2025年の韓国の性的マイノリティの人権の実態 (2025년 한국 성소수자 인권 실태)」とのテーマで、ゲイカップルの「健康保険被扶養者訴訟」において大法院 (日本の最高裁判所に当たるもの) で性的指向についての差別だと認められた件や、トランスジェンダーの性別取扱いの変更の要件などについて発表しました。



性的マイノリティの人権の実態について発表するホ・ジャイン弁護士



差別禁止法について発表するチョ・ヘイン弁護士

最後に、民弁のチョ・ヘイン (조혜인) 弁護士が「差別禁止法 (차별금지법)」とのテーマで、保守勢力が極右化して、性的マイノリティへの嫌悪やフェミニズムへの嫌悪が凄まじい状況について、発表しました。右翼の集会においては、もし差別禁止法が成立すれば、家庭と社会と国家が破壊され「同性愛独裁時代」が到来するなどという主張がされている、とのことでした。日本でも聞いたことがあるような話だと思いました。

### 13 民弁の少数者人権委員会との懇親会

民弁との会議の後、民弁との懇親会 (食事会) でした。懇親会が始まるころには、もう午後 10 時ころになっていました (夜遅い夕食でした)。

私が座ったテーブルは 4 人用のテーブルで、民弁の 3 人 (女性弁護士 2 人と男性弁護士 1 人) と私と一緒に食事をしました。私が少し韓国語が話せて、女性弁護士のうち 1 人が少し日本語が話せましたので、なんとかコミュニケーションをとることができました。

若い女性はリベラルな人が多く、若い男性は保守的な人が多くなってきていて、それで、民弁にも女性が増えてきた、とのことでした、そして、やはり社会で 20 代ぐらいの男女の対立が深刻になっているとのことでした。もちろん、同じテーブル

にいた若い男性弁護士は、リベラルで、女性と対立などしていませんでした。

女性弁護士のうち1人は、5年前に弁護士になって、今年の1月に独立開業した（事務所に弁護士が7人いるけれども会計は独立で経費分担）ところ、弁護士としての一般的な仕事が全然なくて（ほとんどお客さんがいない）、民弁の活動とか、性暴力相談所で性暴力被害者のための活動（ほぼボランティア）ばかりしていて、今のところ経営が成り立っていないという、日本の弁護士からもよく聞くような話をしていました。韓国も、弁護士が急激に増えて、仕事の取り合いになっているようです。



民弁との懇親会（3月25日(火) 23時ころ）

※ 私は、この写真とは別の、4人用テーブル

さて、懇親会が終了したのは、午後11時30分ころでした。民弁の弁護士もこんな夜中遅くまで元気だなあと思っていたところ、なんと、パク・ハンヒ弁護士は、その後、ユン・ソンニョル大統領罷免デモの見守りに出かけて

て行きました。私は、かなり感銘と尊敬の念を抱きました。

#### 14 ソデムン刑務所歴史館

3月26日（水）は、まずソデムン（西大門）刑務所歴史館（서대문 형무소 역사관）へ行きました。以前から一度は行っておきたいと思っていた場所です。

ソデムン刑務所は、日本帝国主義が抗日独立運動に対して残虐な拷問・弾圧をした場所で、日帝からの解放後は、今度は韓国の軍事独裁政権が民主活動家を拷問・弾圧する場所になりました。1998年、その跡地にソデムン刑務所歴史館が開館しました。

ク・ボンシク（구본식）さんというボランティアの方が案内してくださいました。

日本の侵略・植民地支配の歴史の展示や、抗日運動の歴史を展示や、死刑場の展示などもありましたが、ここでは、地下拷問室について紹介しておきます。

両手を金属の拘束具で机に固定させて、両手が動かせないようにしたうえで、爪と指との間に鋭利な細い金属を差し込むという、身の毛がよだつような拷問道具が展示されていました。実は、以前は、人形を使って、その拷問のシーンを再現して

いましたが、あまりにも残虐なため、展示をやめて、道具だけの展示になったとのことでした。

韓国の軍事独裁政権も、日帝のこの残虐な拷問を真似して、拷問をしていたとのことでした。

私は、ここで、日本の植民地支配における弾圧と韓国の軍事独裁政権における弾圧の連続性を感じました。日本の治安維持法と、韓国の国家保安法も、類似していて、連続性を感じます。

韓国の軍事独裁政権は、1970年～80年代にかけて国家保安法に基づき、100名ぐらいの在日韓国人の留学生等を北朝鮮のスパイとしてでっち上げ、死刑や無期懲役や懲役10年などの刑が宣告されて、ソデムン刑務所に収監されました。このことは韓国でもあまり知られていませんでした。いろいろな人たちの働きかけの末、このことを後世に伝えるべく、2016年から、ソデムン刑務所歴史館で、「在日同胞良心囚－苦難と希望の道（재일동포 양심수 고난과 희망의 길）」という常設展示が行われるようになりました。

このことについて、ソデムン刑務所歴史館で、当事者の方のお話を聴くことができましたので、項を改めて記します。

## 15 李宗樹さんのお話

李宗樹（이종수、イ・ジョンズ）さん（在日韓国人の方ですので、お名前を漢字で表記しています）は、この日、たまたま仕事でソウルに滞在中で、私たち韓国訪問団のために、わざわざソデムン刑務所歴史館まで来てくださり、私たちに貴重なお話をお聞かせくださいました。



李宗樹さん（写真の一番右）

李宗樹さんは、京都出身の在日韓国人2世で、京都の大学に在学した後、1980年に韓国の大学へ留学しました。特に政治思想は持っておらず（いわゆるノンポリ）、ましてや全くスパイなどではありません。当時、韓国語はほとんど話せず、日本からの留学生と飲み会などで日本語で会話していました。その際に、一度、デモにつ

いての話題が出たとき、警察がやたら催涙弾を撃つのはやり過ぎじゃないかというような発言をし、そのことが密告されて、ある晩、突然、下宿先に警察が来て、車で連れていかれました。車の中では、頭を下に押さえつけられて、どこに向かってるか分からなかったそうです。

最初の2週間くらい毎日拷問を受け、歯が折れて、唇が割れて、蹴られて背中の骨が折れました。

全く身に覚えのない調書が作られ、最後にサインを求められたとき、これにサインするとまずいと思って拒否すると、両手の指に電極を巻かれて強い電流を流されるなどの過酷な拷問を受け、それに耐えかねてサインしてしまいました。そして、国家保安法違反の罪で起訴され、1983年に、懲役10年の宣告を受けました。

2010年にやっと再審無罪判決を得ることができました。

李宗樹さんがスパイではないことを当時の捜査機関が分かっていたにもかかわらず、こんなに酷い拷問をして、無理やり虚偽の自白をさせて、冤罪を生み出していたことに、私は衝撃を受けました。

そして、私は、軍事独裁政権がなぜそこまでしてスパイにでっち上げたのか疑問に思い、質問すると、1970年代には本物の北のスパイが大幅に減ってきていたため、親族に朝鮮総連とのつながりがある在日韓国人をスパイにでっち上げて、国民に対し、北の脅威が大きいことを示し、軍事独裁の必要性をアピールしようとしていたのだらうということでした。

## 16 ユン・ドンジュ詩碑（ヨンセ大学校）

ソデムン刑務所歴史館で予定以上にたっぷり時間を使ったため、帰国便との関係で昼食は諦めて、最後の訪問先であるヨンセ（연세、延世）大学校へ行きました。



ユン・ドンジュ詩碑

まずは、ユン・ドンジュ (윤동주、尹東柱) 詩碑です。

ユン・ドンジュの「序詩 (서시)」は、韓国では知らない人がいないと言われる有名な詩です。私も、昔、韓国語を勉強したとき、この有名な詩は知っておかなきゃと思い、暗唱しました。この「序詩」が書かれたユン・ドンジュ詩碑を訪れる日が来るとは、感慨深かったです。

ユン・ドンジュは、日本統治時代の独立運動家、詩人、作家です。1917年12月30日に旧満州で生まれ、1938年にヨンヒ (연희、延禧) 専門学校 (現在のヨンセ大学校) に入学し、在学中から少年誌に詩を発表し、文壇に登壇していました。

ユン・ドンジュは、日本へ留学しようと思っていたところ、日本帝国主義による弾圧のもと、創氏改名に応じなければ日本への留学に必要な出入国書類を作ることができなかつたために、やむなく創氏改名に応じました。そのことで非常に苦しみ、創氏改名の5日後、創氏改名による苦痛と悲惨な悲哀を描いた詩「懺悔録」を書きました。

1942年に日本へ渡り、立教大学文学部に入学し、その後、同志社大学文学部に編入しました。ところが、抗日運動をしたとして日本の警察に逮捕され、福岡刑務所に投獄され、100編余りの詩を残し、1945年2月16日、27歳の若さで獄中で夭折しました。死因は、日本軍による生体実験とされています。

亡くなってから、詩集『空と風と星と詩』が出版されました。その詩集の最初に「序詩」が収められています。「序詩」では、日本帝国主義時代の苦しみや希望が、空・風・星といった美しい言葉で表されています。

私は、ヨンセ大学校でユン・ドンジュ詩碑を直接見て、このように詩碑が作られるほどユン・ドンジュの「序詩」は大切にされているんだなあと改めて感じました。

実は、ヨンセ大学校にはユン・ドンジュ記念館もあって、私はここにも行きたかったのですが、帰りの飛行機に乗り遅れそうだったため行けなかつたのが残念です。

## 17 イ・ハニョル記念碑（ヨンセ大学校）

イ・ハニョル（이한열、李韓烈）さんは、私が高校3年生のとき、ヨンセ大学校の2年生でした。イ・ハニョルさんは、競争の厳しい大学入試で一浪してからヨンセ大学校に入学しました（入学後「漫画愛」という漫画を愛するサークルで活動していました）。年齢的には、私の3歳先輩です。

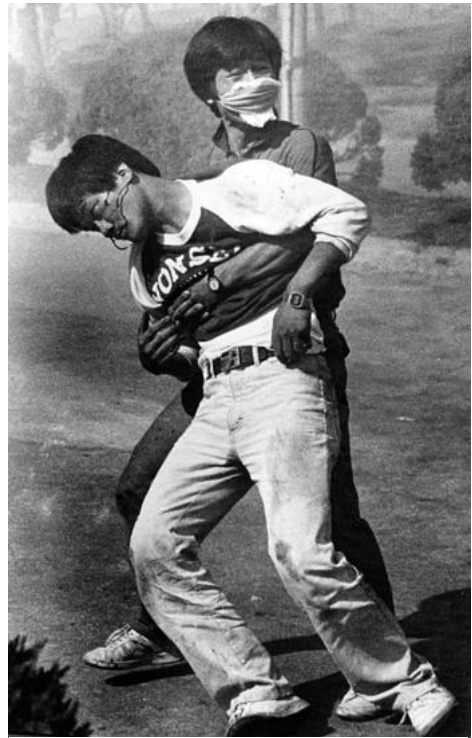
前述の通り、1987年1月14日、ソウル大学校3年生のパク・ジョンチョルさんが拷問を受け、死亡しました。これをきっかけに、民主化闘争が拡大しました。イ・ハニョルさんも民主化闘争に加わっていました。そして、1987年6月9日、ヨンセ大学校2年生のイ・ハニョルさんは、戒厳軍が発射した催涙弾の破片を後頭部に受け、1か月間、死の淵をさまよった後、7月5日、20歳の若さで亡くなりました。

このイ・ハニョルさんが撃たれた事件は、民主化闘争の炎をさらに燃え上がらせました。

私は、1987年7月のとき高校3年生でしたが、韓国の民主化闘争に関心を持ち、高3の夏休みすべてを韓国語の学習にあて、8月の最後の週（夏休みの最後の週）から9月の最初の週（2学期の最初の週。高校はサボりました。）にかけて2週間、一人で韓国へ行きました。

すでに、民主化闘争が勝利し、チョン・ドゥファン（전두환、全斗煥）政権の民主化宣言が出た後だったため、大規模なデモなどはもうなくなっていました。長年、軍事独裁政権に苦しめられてきた人民が民主化闘争によって民主化への道が開けた高揚感が感じられました。多くの学生が、民主主義のために闘ったことを誇りに思い、民主化闘争のことを私に話してくれました。

翌月の1987年10月29日、憲法が改正され、憲法裁判所が新たに創設されました（民主化闘争により創設されたこの憲法裁判所が、まさに2025年4月4日、ユン・ソンニョル大統領を罷免しました。）。



撃たれた直後のイ・ハニョルさん  
(写真 ロイター チョン・テウオン)

私は、このように 1987 年の韓国には強い思い出がありましたが、ヨンセ大学  
校には行ったことがありませんでした。

今回、ヨンセ大学校を初めて訪れて、非常にお洒落な雰囲気の大大学校だと思いましたが、まず、  
大学校の正門近くで、まさにイ・ハニョルさんが撃たれた場所の地面にそのことが刻まれていま  
した。次のように書かれています。

1987년 6월 9일 오후 5시

당시 연세대 2학년이었던

이한열 열사가

최루탄을 맞고 쓰러진 이곳,

유월민주항쟁의 불꽃이

피어올랐다.

2016년 6월 9일

이한열기념사업회

연세대학교

(1987年6月9日午後5時 当時ヨンセ大2年生であったイ・ハニョル烈士が催  
涙弾を受けて倒れたこの場所、6月民主抗争の炎が燃え上がった。

2016年6月9日 イ・ハニョル記念事業会 ヨンセ大学校)

이한열 피격 현장

1987.6.9

연세대학생 이한열이 경찰의 직격

최루탄에 맞아 쓰러진 자리

(イ・ハニョル被撃現場 1987.6.9 ヨンセ大学生イ・ハニョルが警察の直撃催涙  
弾に当たって倒れた場所)

もうこれを見ただけで、私は、感涙モードに入り、ヨンセ大学校に来た甲斐があ  
ったと思いました。



ヨンセ大学校の正門の近くの、イ・ハ  
ニョルさんが撃たれた場所の地面



ヨンセ大学校のイ・ハニョル記念碑の  
すぐ隣にある記念像

そして、ヨンセ大学校のキャンパスの丘の上にあるイ・ハニョル記念碑の所へ行きました。記念碑の写真は撮り忘れましたが、記念碑に向かって左側に「催涙弾を頭に受けて、同志に体を支えられながら、血を流す姿」の記念像があり、写真では見えにくいですが、“**한열이를 살려내라!**”（ハニョリを生き返らせよ!）と書かれています（「ハニョリ」は「ハニョル」の愛称のようなものです）。

ヨンセ大学校のみんなの心の中に、イ・ハニョルさんが生きているという気がしました。

そして、このように民主化のために闘ってきた先人を記憶していこうとする人々の想いが、今回のユン・ソンニョル大統領に非常戒厳に対して憲法裁判所による罷免を求める連日の熱いデモにつながり、ユン・ソンニョル大統領を罷免に追い込んだのだと感じました。

なお、私にとって歴史上の人物であるアン・ジュングンやユン・ドンジュなどと異なり、パク・ジョンチョルさんやイ・ハニョルさんは、私とほぼ同じ世代で、同じ時代を生きていた方ですので（面識があったわけではありませんが）、「さん」付けで呼ばせていただきました。

## 18 韓国訪問を終えて

わずか2泊3日（1日目は夕方からで、3日目は午後2時ころまでなので、実質約2日間）の韓国訪問でしたが、とても密度の濃い訪問でした。この訪問記では、各訪問先について要点だけを簡潔に記しましたが、当然、実際にはもっと様々な体験をし、色々なお話を聴きました。1日目・2日目の夜中の懇親会2次会や、2日目・3日目の早朝の朝食ツアーなどでも、充実した時間を過ごしました（2泊とも睡眠時間は4時間程度でした）。

今回の韓国訪問団には、70歳代後半の人もいらっしゃいましたが、皆様、本当に

お元気で驚きました。私は、ちょっとハード過ぎて、途中、息が切れかかりました（特に坂が大変でした）が、なんとか最後まで参加を続けられました。

色々なことを見聞きし過ぎて、なかなか頭の整理ができませんでした。

毎日行われている左派（ユン大統領弾劾賛成派）の大規模なデモを見て、1987年に市民の運動によって民主主義を勝ち取った韓国の市民の力強さを感じましたし、民弁との交流ではマイノリティの人権のために国境を越えて交流し共闘することに希望を見出しました。

しかし、他方で、日帝植民地時代を引き継ぐような軍事独裁政権時代の酷い歴史があるにもかかわらず、軍事独裁政権時代に戻るかのような非常戒厳を宣布したユン大統領に対する弾劾の却下を求める勢力がかなり強いことに対して危機感を持ちましたし、若い世代における男女の対立が相当深刻であることについても、どう捉えればよいのか難しいです。

李宗樹さんのお話は、かなり衝撃を受けました。実は、以前、康宗憲（강종헌、カン・ジョンホン）さん（在日韓国人2世。ソウル大学校医学部に留学中にスパイ容疑で捕まり、死刑判決を受け、2015年に再審無罪確定）のお話をお聞きしたときは、ご自身のご体験談はごくわずかだったため、あまり生々しいお話はお聞きしなかったのですが、今回の李宗樹さんは、本当にご自身のご体験を赤裸々に語られたのです。

その後、2025年4月4日（金）、韓国の憲法裁判所は、裁判官全員の一致した意見として「被請求人大統領ユン・ソンニョルを罷免する」という決定を出し、ひとまずホッとしました。

ただ、前述の通り、今回の韓国訪問で色々見聞きしたことを消化し切れず、なかなか頭の整理ができていないままです。

韓国訪問の体験談は、以上です。

## 19 憲法保障制度の日韓比較 ～憲法裁判所～

さて、ここからは憲法カフェらしく、憲法保障について、日本と韓国における憲法上の制度を、ほんの少しだけ比較してみます。

「憲法保障」（「憲法の保障」とも言います。）は、あまり憲法カフェでは取り扱ってきませんでした。憲法または憲法学における一つの大きなテーマです。

憲法は、国の最高法規ですが、この憲法の最高法規性は、ときとして、法律等の下位の法規範や違憲的な権力行使によって脅かされ、ゆがめられるという事態が生じます。そこで、このような憲法の崩壊を招く政治の動きを事前に防止し、または、事後に是正するための装置を、あらかじめ憲法秩序の中に設けておく必要があります。その装置を、通常、憲法保障制度と言います。

憲法保障制度として、日本国憲法の場合、一般に、次のようなものが挙げられています。

憲法の最高法規性の宣言（98条）、公務員に対する憲法尊重擁護の義務付け（99条）、権力分立制（41条、65条、76条）、硬性憲法（96条）、違憲審査制（81条）、抵抗権（条文なし）、国家緊急権（条文なし）。

これらのうち「国家緊急権」については、2016年5月28日の憲法カフェのテーマとしました。ちょっと復習しますと、要するに、「国家の存立」のためという名目で、立憲主義（人権保障や権力分立）をストップさせて、行政権にパワーを集中させ（いつもならやってはいけないことまでできるようにして）、国家の存立の危機を乗り切ろうとするもので、一言で言えば、「国家がつぶれたら立憲主義もなくなるから、一時的に立憲主義をやめて絶対王政にして、危機を乗り切ったらまた立憲主義に戻る」という考え方ですが、立憲主義を破壊する大きな危険性をもっているため認めるべきでないというのが、憲法学における主流の考え方でしたね。

まさに、この国家緊急権を明文で定めたのが、大韓民国憲法77条です。2024年12月3日、ユン・ソンニョル大統領がこの憲法の規定を根拠として非常戒厳を宣布したのです（結局、憲法裁判所は、77条の要件を満たしていなかったと認定して、大統領を罷免しましたが）。

自民党憲法改正草案「第9章 緊急事態」も、同様の国家緊急権を憲法の明文で定めようとするものですね。

今日は、この問題は置いておいて、最も重要な憲法保障制度と言われる「違憲審査制」について、ほんの少しだけ、日韓を比較してみましょう。

裁判所による違憲審査制として、①特別に設けられた憲法裁判所が、具体的な争訟と関係なく、抽象的に違憲審査を行う方式（抽象的違憲審査制・韓国）と、②通常の裁判所が、具体的な訴訟事件を裁判する際に、その前提として事件の解決に必要な限度で、適用法条や行政処分等に対する違憲審査を行う方式（付随的違憲審査

制・日本) があります。

日本で憲法学を学んでいると、憲法裁判所を設ける抽象的違憲審査制よりも、日本国憲法の採用する付随的違憲審査制を肯定的に捉える憲法学者が多く（付随的違憲審査制は良くないから、日本国憲法を改正して憲法裁判所を設けるべきだ、と意見はほとんど聞いたことがありません）、私も、無意識のうちに、憲法裁判所を設けないほうがよいという思想に染まっていました。

しかし、韓国では、1987年の民主化闘争の結果、1987年10月29日、大韓民国憲法の第9回目の改正がされ、そのとき初めて創設された「憲法裁判所」が、その後、数多くの革新的な違憲決定を出しています。たとえば、妊娠初期の中絶を一律に禁止するのは女性の自己決定権を侵害するとして違憲と判断したり、良心的兵役拒否者に対する処罰が宗教の自由や良心の自由を不当に制限しているとして違憲と判断したり、日没後から翌日の日の出前までの屋外集会を一律に禁止する規定は、集会の自由を不当に制限するため違憲と判断したりしてきました。また、憲法裁判所は、政府の温室効果ガスの削減目標などを定めた炭素中立基本法が、2031年以降の削減目標を示していないため、**将来世代の環境権などを保護していない**と指摘し、その一部について違憲と判断しました。

今回の韓国訪問をきっかけに、このような韓国の憲法裁判所の判断を見てみると、日本国憲法の採用する付随的違憲審査制のほうがよいとは、一概に言えないのではないかと、私は思うようになってきました。

まだ十分に考察できていませんので、今日の憲法カフェでは、これぐらいにとどめておきます。

以上



堺オリーブ法律事務所 弁護士 下迫田 浩司

しもきこだ こうじ

下迫田 浩司

〒590-0947 堺市堺区熊野町西3丁2番7号 ダイワビル2階

TEL 072-260-4806 FAX 072-260-4807

